

出産育児一時金等内払金支払規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合 出産育児一時金等内払金支払規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条又は第97条の規定に基づく出産育児一時金又は家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給の申請が行われる蓋然性が高いと認められる場合において、出産育児一時金等の内払金を支払うために必要な事項を規定する。

(内払金の支払方法)

第2条 被保険者から、平成21年5月29日保発第0529008号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」の別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に基づき作成された明細書が添えられた別添様式1の「出産育児一時金等内払金支払依頼書」の提出があったときは、当該被保険者に対し支払通知書を交付し、出産育児一時金等の内払金を支払うものとする。

(出産育児一時金等の内払金の額)

第3条 被保険者に対する出産育児一時金等の内払金の額は、組合において最終的に支給することとされている出産育児一時金等の額から明細書に記載されている医療機関等の代理受取額を控除した額とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、出産育児一時金等の内払金の支払に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附　　則 (平成21年10月20日第237回理事会)

この規程は、平成21年10月20日から施行し、平成21年10月1日より適用する。

出産育児一時金等内払金支払依頼書

被 保 險 者 が 記 入 す る と こ ろ	被 保 險 者 証 の			被保険者の生年月日			
	記号	番号		昭 和 年 月 日	成		
	被保険者(申請者) の 氏 名 と 印	(フリガナ)	印	事 業 所 の	名 称		
				所 在 地			
	被保険者の住所	〒 電話 ()					
	被扶養者が出産した ための申請であると きは、その者の	氏名	生年月日			昭 和 年 月 日	
	出産した年月日	平 成	年	月	日	出生児数 人	死産児数 人
	出 産 児 の 氏 名	(フリガナ)	被保険者と出産児 と の 続 柄				
	資格喪失後、家族の被扶養者となつたときは、その被保険者証の 保険者名・記号及び番号						

委 任 状	私は _____ を代理人と定め、本申請に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 平成 年 月 日					
	被 保 險 者	住所 〒	印			
	代理 人	住所 〒	印			

支 払 金 融 機 関 の 欄	金融機関コード			預 金 種 別	普通 当座 その他	銀 行 信用金庫 組 合	本店 支店 出張所
	※						
	口座番号			口座名義	(フリガナ)		

◎「※」印欄は記入しないでください。

- 裏面の注意事項をよくお読みください。
- 下記書類を添付のうえ申請ください。
 - 〔・〕 医療機関との直接支払制度を利用した「合意文書」(写)
 - 〔・〕 医療機関が発行した費用の内訳を記した「領収書・明細書」(写)

裏 面

- 給付金の受領方を他人に委任するときは、受取代理人の欄に必要事項を記入してください。
- 字句を訂正する場合は、誤った字句を抹消して氏名欄の認印を押しその上に正しい字句を記入してください。

出産育児一時金について

- 一時金の支給対象となるものは、妊娠4ヶ月（85日）以上の出産です。
(生産・死産は問いません。)

《資格喪失後に出産した場合》

被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、勤務されていた事業所を管轄していた保険者より被保険者出産育児一時金の支給をうけることができます。

一児につき42万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等において、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む）でない場合にあっては40万4千円が支給されます。

【直接支払制度】

直接支払制度は、出産育児一時金を医療機関等の窓口で支払う出産費用に充てることができるよう、出産育児一時金を健康保険組合から医療機関等に直接支払う制度です。
この制度を利用すると、医療機関等へ支払う出産費用の負担が軽減されます。

なお、直接支払制度を利用する場合には、出産を予定している医療機関等と出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結する必要があります。（「直接支払制度の利用に関する合意文書」の内容に同意していただく必要があります。）

※1 直接支払制度を利用できない医療機関等があります。詳しくは出産を予定している医療機関等にお問い合わせください。

※2 出産費用によって、医療機関等の窓口での支払い等の手続きが異なります。詳しくは次のとおりです。

○出産費用が42万円（または40万4千円）を超えた場合

出産育児一時金42万円（または40万4千円）を医療機関等にお支払いしますので、被保険者は出産育児一時金を超えた額を医療機関窓口でお支払いすることとなりました。

○出産費用が42万円（または40万4千円）以下の場合

出産費用額を医療機関等にお支払いします。医療機関等の窓口での支払いはありませんが、出産育児一時金42万円（または40万4千円）と出産費用額の差額については健康保険組合に申請いただくことにより被保険者にお支払いします。